

食品安全委員会第 248 回会合議事録

1. 日時 平成 20 年 7 月 24 日（木） 14:00～15:20

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について (p. 3)

- ・新開発食品「ユトリアウォーター」（評価要請の取下げ）
（厚生労働省からの説明）

(2) 農薬専門調査会における審議状況について (P. 14)

- ・「トリルフルアニド」に関する意見・情報の募集について
- ・「プロポキシカルバズン」に関する意見・情報の募集について

(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

- ・農薬「1-ナフタレン酢酸」に係る食品健康影響評価について (P. 18)
- ・農薬及び動物用医薬品「オキシリニック酸」に係る食品健康影響評価について (P. 19)
- ・動物用医薬品「プロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウムを有効成分とする牛の強制経口投与剤（カルチャーージ）及びプロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウム」に係る食品健康影響評価について (P. 20)

(4) 「健康食品」の安全性確保に関する検討会報告書について（厚生労働省からの報告） (P. 4)

(5) BSE 関係飼料規制の実効性確保の強化について（農林水産省からの報告） (P. 21)

(6) その他 (P. 27)

4. 出席者

(委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

(説明者)

厚生労働省 玉川新開発食品保健対策室長

農林水産省 境畜水産安全管理課長

(事務局)

栗本事務局長、日野事務局次長、大久保総務課長、北條評価課長、角田勧告広報課長、

酒井情報・緊急時対応課長、小平リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官

5. 配布資料

- 資料 1 食品健康影響評価について意見を求めたことの取下げについて
- 資料 2 - 1 農薬専門調査会における審議状況について〈トリルフルアニド〉
- 資料 2 - 2 農薬専門調査会における審議状況について〈プロポキシカルバゾン〉
- 資料 3 - 1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈1-ナフタレン酢酸〉
- 資料 3 - 2 農薬及び動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈オキシリニック酸〉
- 資料 3 - 3 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈プロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウムを有効成分とする牛の強制経口投与剤（カルチャージ）及びプロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウム〉
- 資料 4 「健康食品」の安全性確保に関する検討会報告書（概要）
- 資料 5 BSE 関係飼料規制の実効性確保の強化について（19 年度）
- 資料 6 第 9 回消費者行政推進会議資料
- 資料 7 リスクコミュニケーション（広報）改善 P T の設置について（案）

6. 議事内容

◆見上委員長 ただ今から食品安全委員会第 248 回会合を開催いたします。本日は 7 名の委員が出席です。

また、厚生労働省から玉川新開発食品保健対策室長、農林水産省から境畜水産安全管理課長に御出席いただいております。

それでは、手元にございます「食品安全委員会（第 248 回会合）議事次第」に従いまし

て、本日の議事を進めたいと思います。

議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は 10 点でございます。

資料 1 が「食品健康影響評価について意見を求めたことの取下げについて」。

資料 2 - 1 及び資料 2 - 2 が「農薬専門調査会における審議状況について」。

資料 3 - 1 が「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 3 - 2 が「農薬及び動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 3 - 3 が「動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 4 が「『健康食品』の安全性確保に関する検討会報告書（概要）」。

資料 5 が「BSE 関係飼料規制の実効性確保の強化について（19 年度）」。

資料 6 が「第 9 回消費者行政推進会議資料」。

資料 7 が「リスクコミュニケーション（広報）改善 PT の設置について（案）」。

不足の資料等ございませんでしょうか。

<p>(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について（新開発食品（評価要請の取下げ））</p>
--

◆見上委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

最初に、「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」でございます。

「新開発食品「ユトリアウォーター」（評価要請の取下げ）」につきまして、厚生労働省から、7 月 22 日付けで食品健康影響評価要請の取下げがございました。

それでは、厚生労働省の玉川新開発食品保健対策室長から説明をお願いいたします。

◆玉川新開発食品保健対策室長 厚生労働省の玉川でございます。よろしくお願いたします。それでは資料 1 を御覧いただきたいと思います。

平成 18 年 4 月 20 日付けで、厚生労働省発食安第 0420001 号をもちまして、五洲薬品株式会社から、特定保健用食品の表示許可申請のございました「ユトリアウォーター」につきまして、食品安全基本法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について意見を求めていたところでございますけれども、今般、申請者の方から特定保健用食品の表示許可申請を取り下げるといふ旨の申し出がございましたので、食品健康影響評価について、意見

を求めたことについても取り下げさせていただきたいというものでございます。

なお、申請者から、厚生労働省宛てに示された申請取り下げの理由でございますけれども、特定保健用食品の表示許可申請後、2年以上の日数が経過いたしまして、その間の当該食品に関する研究進捗に伴う提出書類の整理、追加資料を含めた再構築のためというのが、取り下げの理由として示されております。

説明は以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がありましたら、よろしく願いいたします。

◆小泉委員 理由として提出書類の再構築とおっしゃいましたが、これは再度書類をそろえて提出するという意味なんですか。

◆玉川新開発食品保健対策室長 今般、こうした理由が示されたというのは「ユトリアウオーター」の審査の経緯といたしまして、食品安全委員会の新開発食品専門調査会において審議をいただきまして、補足追加資料の提出依頼というのを2度ほど受けているところでございます。その回答の中で提出書類の整理、追加資料ということが必要になったというもので、その結果について実際にどのようなものがまとまるかというのは、事業者の方で今後、進めるということでございますので、現時点におきまして、その点について事業者の方から説明がなされているわけではございません。

◆見上委員長 よろしいですか。外にございませんか。

それでは、本件につきましては、取り下げることといたします。

(4) 「健康食品」の安全性確保に関する検討会報告書について

◆見上委員長 続いて、議事次第の順番と異なりますけれども、議事(4)の「『健康食品』の安全性確保に関する検討会報告書について」です。厚生労働省から併せて報告していただきたいと思っております。

◆玉川新開発食品保健対策室長 それでは、資料4、「『健康食品』の安全性確保に関する検討会報告書(概要)」を御参照願いたいと思っております。

本検討会でございますけれども、「1. はじめに」のところにもございますように、国民の健康に対する関心の高まり等を背景として、これまで一般に飲食に供されることのないもの、あるいは特殊な形態のもの、こうしたさまざまな食品が「健康食品」として流通しているという実態がございます。こうした中で、消費者にとってより安全性の高い食品が供給されるために、原材料の安全性確保や製造工程の適切な管理、健康被害情報の収集・分析、消費者に対する情報提供。相談支援等について、今後の方策を検討するというところで、設置された検討会でございます。

平成19年7月以来、9回にわたりまして検討会を開催いたしまして、この7月4日に、報告書を公表したところでございます。検討会の座長は、国立医薬品食品衛生研究所の大野副所長でございまして、報告書公表当時で15名の委員に御審議いただきました。

この検討会におきまして、対象といたしました健康食品、これは「健康食品」という表記をしておりますけれども、本日、お配りいたしました資料の1番最後のページに「(参考)」ということで「『健康食品』について」というものがございます。ここで、健康食品について法律上の定義というものはございませんけれども、広く健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの全体を指しているものというのが社会通念と思っております。このうち特定保健用食品につきましては、薬事・食品衛生審議会、食品安全委員会におきまして、個別に安全性について議論をいただいているところでございますので、このところにつきましては別個のスキームができていくということで、「自己認証」でその製品を名乗ってよろしいという栄養機能食品と、一般の食品の中にございます、いわゆる健康食品、こうしたものについて、製造時の安全性等をどうやって高めていくかということを御議論いただいたものでございます。

報告書の概要の方に戻らせていただきます。

「2. 製造段階における『健康食品』の安全性確保を図るための具体的な方策」というのが、この報告書での1番大きな柱となっているところでございます。これにつきましては、錠剤あるいはカプセル状等の食品については、平成17年2月に原材料の安全性自主点検ガイドライン、あるいは適正な製造工程管理に関するガイドラインというものを厚生労働省の方で作成いたしまして、こうした取組みを促してきたところでありますが、今般の検討会において、更にそれを進めて、消費者にも理解できるような取組みとして進めていくということが柱となっております。

次に図の2枚目のところに「原材料の安全性の確保」というものがございますので、御参照いただければと思います。

食品衛生法の中で健康食品を含みます製造事業者については、原材料の安全性確保について必要な措置を講じるよう努めるべきものとされるという責務規定がございます。したがって、健康食品に限らず、食品であれば原材料の安全性確保ということは求められているところなのですが、特に濃縮をいたします錠剤、カプセル状等のものについては、こうした取組みが非常に重要といったことから、先ほど申しましたようにガイドラインを示しております。その大きな流れといたしましては、使われております基原原料について、まず文献レベルで安全性、毒性情報を収集し、それに基づいて安全性を確保できないという場合には、更に原材料等を用いて毒性試験を行うというステップを求めているところでございます。

これはある意味、健康食品の設計段階のところでございますけれども、そうした設計がちゃんと設計図どおりに行われているかというのが、2番目の製造工程管理の段階でございます。次のページに、ガイドラインで示しております健康食品のGMPの概念を出しておりますが、こういう製品標準書を作成いたしまして、品質管理、製造管理を進めていく、といったことを、特に錠剤、カプセル状のものについては進めていただきたいということで、これまでも取り組んできたところでございます。

今般、この点に関して検討会の報告書で更に一步踏み込んでおりますのは、実効性の確保というところでございます。その次のページに「健康食品の安全性確保に係る第三者認証の仕組み」というものがございますけれども、これまで原材料の安全性の確保でございますとか、GMPの安全性の確保というのは事業者として責務としてやっていただきたいということだったわけでございますけれども、こうしたものによって一定の水準が確保されているかどうかといったことが、事業者以外の第三者によって確認される。それによって、逆に言うと消費者の方は、そうした確認が済んでいるものだということがわかることによって、製品を選択する際にも、情報を得ることができるということにつながってくるわけでございます。

こうした第三者という客観的な立場から確認する仕組みといたしましては、さまざまな形での第三者認証の仕組みがあるわけですが、その際、認証の基準とか表示ができるだけ統一されたものであることが望ましいという観点から、単に認証機関がばらばらに行うのではなく、「認証協議会」というものを設置して、ここには認証機関の関係者以外にも学識経験者や、消費者、製造事業者、こうした者が入って、認証基準とか認証業務の規格基準を策定して、必要な指導監督を行う。民間ベースの責任を根底に据えながらも、そうした形で全体の水準確保を図っていくということで、厚生労働省としてもこうした活

動を支援していきたいと考えております。

以上が製造段階における安全性確保のための取組みでございますけれども、2番目の柱といたしまして、「健康被害情報の収集及び処理体制の強化」ということがございます。

「健康食品」に起因いたします健康被害情報の収集というのは、被害の拡大防止あるいは再発防止のために非常に有益であります。しかしながら、健康食品の健康被害と、健康食品の間の因果関係というのは必ずしも明確にわかる場合は多くはございません。さほりながら被害の程度が重篤でない場合も含め、広範に情報収集することによって、それが分析等を通じて、次の対策に寄与していくということを期待しているところでございます。

現在は図にございますように「健康食品による被害情報の収集及び処理体制の強化」という下に、矢印が幾つも入った図があるんですが、この中で実際には消費者が医療機関に受診をいたしまして、受診した医療機関の医師から保健所の方へ通報があつて、そうしたものをまとめまして、各自治体から厚生労働省の方へ報告される。その間におきましては、関係の団体でございますとか、あるいは消費者自身からも実際に相談が入ったりということで、その都度確かめながら情報の確度を上げて報告されるという形になってきているわけでございます。しかしながら、そもそも「医師等」というところで、医療機関で診療に当たっておられる方というのが、ともすると消費者がかなり広範囲で今は健康食品を摂取しているという実態があるわけでございますけれども、こうした実態に思いが至らず、あるいは患者の方が聞き出しづらいといったようなところもございますので、医療機関の方へ情報収集の重要性とか最近の状況、過去の被害情報等について情報提供をすることによって、そうした情報収集のアンテナの感度を上げていきたいと考えているところでございます。

また、関係機関でもさまざまな形での情報の連携といったことについて努めるということにしております。

最後に、「消費者に対する普及啓発」ということがございまして、「健康食品」に関する誤った情報あるいは過大な期待が氾濫する現在、健康被害の発生等を防ぐためにも、そもそも「健康食品」の安全性に関する知識ないしは健康食品一般に関する知識といったところの普及啓発を行っていくということが重要だろうと考えております。

今般、製造事業者に、製造段階でさまざまな取組みということの強化を求めています。こうした製品の原材料の安全性を確保しているか。GMPはしっかりしているかどうかといった情報提供や、現在でも書いていただくよう通知をしておりますが、摂取目安量、注意喚起表示、こうしたものを適正化することによって製造事業者から、的確な安全性に

関する情報発信をしていただくこととしております。また、一般の方で、健康食品を摂取されるという場合に当たって、たくさん摂ればいいというものではございませんので、必要性、使用目的、こうしたものについて、ある程度一般的な知識ということがちゃんと伝わるようにしていただきたいと思いますと考えております。厚生労働省の方では、平成14年より、アドバイザースタッフという形で、こうした情報提供をする方についての、ある意味で基本的な概念というものを示しまして、このコンセプトに基づいて民間の方で養成がされているものでございますけれども、さまざまな機関が養成しているのです、その水準等もさまざまなものがあると聞いておりますので、そうした水準を一定程度確保して、一般の方の相談にも的確に備えられるような仕組みを強化していきたいと考えております。

今般、まとめました「健康食品」の安全性確保に関する検討会の報告書についての説明は、以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の報告の内容、記載事項等につきまして、御質問、御意見がございましたらどうぞ。

◆本間委員 確認ですけれども、ここで対象とする栄養成分は、いわゆる一般的な水準のビタミンとか、ミネラルとか、そういう既定の範囲内のものですか。成分対象はどの部分までですか。

◆玉川新開発食品保健対策室長 栄養表示基準の中で書かなければならない項目というのは決まっておりますので、そうしたものを書くに当たっては、必ず書かなければならないわけですが、例えば原材料とかでどういうものが入っているとか、あるいは成分としてどういうものが入っているかというのは、つまり含有ということについては、虚偽でなければ、それは記載して構わないということでもあります。ただ、書く以上は真正なものでなければならぬということでございます。

◆本間委員 仮に含量等を表示するときにやるように、それが担保されているということを保証するのは第三者機関ということになりますね。これは幾つもそういうものが登場してくるわけですね。

◆玉川新開発食品保健対策室長 今回は有効性というよりも、安全性の取組みということ

でございますので、どういうものが効果があるかどうかという観点よりも、含まれているものが有害なものを起こさないかどうかという観点から考えたものでございます。また、第三者認証の仕組みという形で出した図にございますように、認証機関というのは幾つかあるということは想定されております。

ただ、それによって水準がばらばらでは困るということですので、協議会を作って、その中での水準の担保を図ろうとするものであります。実際に GMP のところにつきましては、2 つほど団体が既に始めておりますが、原材料の安全性の確保については、第三者認証の仕組みというのは現在まだ始まっておりませんので、今後そうしたものを立ち上げるということが課題になってくるかと思えます。

◆**本間委員** そうすると、原材料の安全性というものは、やりやすいかもしれないけれども、食品合計として安全性があるという評価というのは、割と簡単にできるものでしょうか。

◆**玉川新開発食品保健対策室長** 基原原料についての情報の中で、それによって、さまざまな今までの報告ということが出てくるわけだと思いますけれども、その中で、これとこれであればこういうことが起きたというのがあれば、そういうものを含めてすべて文献情報ということになってきますので、その段階で有害な事象ということがわかれば、それを踏まえて製品設計、場合によってはその成分を使わないとかいうことも含めて、設計図が作られるということになると思います。

◆**本間委員** スタートの材料において安全であるということを確認するということが大事になりますね。

それを加工するということに関してはいろいろな加工の可能性がありますから、食品ごとに非常にいろいろ違ったものが登場してくるということになりますね。趣旨は理解できるんですが、大変な認証行為ではないかなという気がするんです。

◆**玉川新開発食品保健対策室長** 原材料の段階では、今まで報告されたものから見て問題がないかどうか。治験にかけるということであれば動物を用いた試験等を行っていただくということです。また、実際にそれを設計図どおり作るかというのが GMP の過程でございまして、そこでは標準書を作りまして、製造工程管理ということをやっていくということ

で、医薬品で行われております good manufacturing practice の考え方をベースに、食品に応用してそののこのところを見ていくということでございます。

◆**本間委員** 大変な行為だなという気がしたんでございますけれども、話はわかりました。

◆**長尾委員** 今回の範疇は医薬品との相互作用はないようなものについてでしょうか。

◆**玉川新開発食品保健対策室長** 基原原料に関しますさまざまな情報の中には、先ほどもありましたように、その他の物質との相互作用を起こしたものについての情報も含まれると思います。当然、医薬品との関係で非常に重篤なことが懸念されるということであれば、そもそも食品製造に適さないということになると思いますけれども、医薬品の概念というものも含めて、さまざまなものも含まれてくるということでもありますので、そこはそれに応じた商品が設計できるかどうかということだろうと思います。

◆**長尾委員** 限界がわからないんですが、もし医薬品、特に処方薬ですね。そういうのだと、片方は薬剤師とかいうプロが絡んでいるので、そういうレベルが入るのか。安全性については基本的に問題がないというものについてこういう仕組みになっているのですか。

◆**玉川新開発食品保健対策室長** 有害な事象というものもさまざまなものがございまして、過剰摂取したときにおなかが緩くなるといったようなレベルのものから、相互作用でかなり重篤のものまでであると思います。後者のようなものについては、そもそも適さないということになるんだろうと思いますけれども、摂取の仕方等々で、現在、特保でも幾つかそういうものがありますけれども、注意喚起表示を加えるといった対応で足りるようなものなのかどうかというところで判断されるのかと思います。

◆**廣瀬委員** ここで言っている健康食品というのは、錠剤、カプセル状等に限っているということでしょうか。

◆**玉川新開発食品保健対策室長** 今回ターゲットとして、特に重きを置いて考えておりますのは錠剤、カプセルでございます。通常の食品形態のものでございますと、例えば消費者の方が過剰に摂取するといっても、何倍量といったことは摂りがたいものが多いござい

ますけれども、錠剤、カプセル状のものということでありますと、簡単に超えることができますので、製造段階におけるガイドラインを示して、ここについては責務として重点的にやっていただきたいというのが錠剤、カプセル状のものでございます。

ただし、こうしたことを通常の食品形態でやってはいけないというものではございませんので、そうしたものについても、応用ということはきくのかと思いますけれども、通常の食品の食品では、例えば HACCP でございますとか、通常の食品の管理形態というものもございまして、今回焦点を当てておりますのは錠剤、カプセル状のものということになっております。

◆**廣瀬委員** 食経験がない場合には、原材料を用いた毒性試験を実施するという事になってはいますが、毒性試験を実施した後の結果の評価というのは、申請者自身とするのか。認証協議会とするのか、あるいは厚生労働省で行うのか。その辺はいかがでしょうか。

◆**玉川新開発食品保健対策室長** まず製品を作るのであれば、自社の中で検討して、足らざる知見を集めてということで、事業者自身が今でも責務としてそれを行わなければならないという関係にあります。今は自己評価だけで終わっておりますので、こうこうこういう判断基準に基づいて、それを判断したというのを客観的な立場からということで、第三者であります認証機関が見て、プロセスとしてちゃんとそれが必要なデータを取って判断したかどうかということ調べる。したがって、原データを見るのは認証機関ということでございますけれども、その際どこまで見るかということを一定水準で保つという観点から、認証協議会でここまでは認証機関で見よう、ここまでは認証機関として関わらなければいけないといったことについて判断をするということになります。

◆**見上委員長** よろしいですか。外に何かございせんか。

◆**本間委員** 簡単なことですが、この対象範囲ですけれども、この図にありますように、いわゆる健康食品と書いた在来食品の中で、自分で健康食品と名乗ったものがこれの対象になるのでしょうか。錠剤、カプセルが主だとおっしゃっておりますけれども、それが主というよりも、これも当然含んでいると理解してよろしいんですか。

◆**玉川新開発食品保健対策室長** 実は対策によって少し濃淡がございまして、製造段階と

ということで言いますと、特に錠剤、カプセルというものがメインでございます。一方、例えば健康被害が起きたときの情報処理でございますとか、消費者に対する普及啓発といったところでございますと、これは錠剤、カプセルに限らず、通常の食品形態をしたものも含めて、健康食品一般を対象としているというところもあるものですから、そういうところについても共通するものがございます。

摂取して、過剰な成分の濃縮があって被害が起きやすいというところでは錠剤、カプセルということでございますので、重きはそちらにあるんですが、仕組みとしては健康食品一般についても、安全性の取組みは進めていかなければならないと思っております。

◆**本間委員** 要するに錠剤、カプセルで起こりがちなことに対して、対処しようという出発点から、そういうことになるわけですね。

◆**玉川新開発食品保健対策室長** 特に製造段階ということでいいますと、そこをターゲットにしております。

◆**本間委員** そうすると、栄養機能食品と分類されるもの、もう1つの範疇ですね。これは数としてはどのくらいあるんですか。

◆**玉川新開発食品保健対策室長** 栄養機能食品は、自己認証の制度でありますので、実際に幾つというのはこちらで統計を押さえておりません。栄養機能食品の場合、ビタミン、ミネラルというのが関与成分ということになりますので、それについての評価としては、一般的な栄養学の知見から問題ないということだろうと思います。ただし、それに加えて他にどういうものを成分として一緒に入れているのか。既存のよく知られた物質ばかりで製造するとしても、錠剤、カプセル状等の場合ですと、工場の濃縮過程のところで、コンタミネーションなどが起きた場合、かなり濃縮された形でそれを摂取することにつながりますので、製造の適正管理は重要な課題だと思っております。

◆**本間委員** そうですね。わかりました。

◆**見上委員長** 小泉委員どうぞ。

◆小泉委員 大分前になると思うんですけども、医師会として医療機関に対して、いわゆる健康食品の大規模調査をするということがあったと思うんですが、そういうものはまとめられて、早目に情報提供されないんでしょうか。

◆玉川新開発食品保健対策室長 医師会の方で今、モデル事業という形で、幾つかの医師会を通じて、食品安全に関する情報システムというものをやっているとお聞きしております。検討会の中でも、そうした取組みについて、どういうフォーマットで取っているか。実際に出たときにどういう判断をするかという枠組みについて、御報告をいただきました。ただし、実際に運営されておりますと、因果関係が明確な形でわからない。幾つかの製品を摂取していて、どれが原因でという形でわからない。1つの健康食品でも、多くの成分があつてなかなかわからない。

このように、さまざまな製品を摂取してわからないと言ったようなこともあることから、健康食品の摂取の在り方について啓発を行うことが必要だということで、都道府県医師会レベルの取組みとして、リーフレットとか、ビデオの製作、公開シンポジウムの開催、こういったことに取り組まれているとお聞きしております。本当に重篤で、因果関係がちゃんとわかるものがあれば、当然ながら、先ほどの保健所のルートにも入ってくるんですけども、モデル的に網を広げてみても、簡単に解析するところまではつながっていないようだと聞いております。

◆小泉委員 そういった情報は、大抵は何か事件が起きて表に出てくるので、厚生労働省の方で、そういった情報をつかまれた時は、できるだけ早く公開される方がいいのではないかなと思います。因果関係をきっちり詰めるとなると、なかなか難しいところもあるかなと思います。

◆玉川新開発食品保健対策室長 今の被害対応要領におきましても、原因はわからなくても、その製品との因果関係ということはある程度明らかで、しかもその経過が医師によってちゃんと確かめられているというものについては、製品名の公表等をするということで、類似事例の再発を防ぐということにしておりますが、そもそもそこに乗ってこないとならないので、何とか感度を上げていきたいと思っております。

◆小泉委員 わかりました。

◆見上委員長 よろしいですか。

玉川新開発食品保健対策室長、どうもありがとうございました。

(2) 農薬専門調査会における審議状況について

◆見上委員長 それでは、次の議題に移らせていただきます。

「農薬専門調査会における審議状況について」でございます。本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されています。事務局から説明願います。

◆北條評価課長 資料2-1と資料2-2に基づいて御説明いたします。

まず資料2-1、「トリルフルアニド」の評価書（案）について御説明いたします。

3ページ、「審議の経緯」を御覧いただきたいと思います。

本農薬につきましては、国内の登録はございません。2005年のポジティブリスト制度導入に伴いまして、暫定の残留基準値が設定されているものでございます。今回の評価の要請につきましては、2007年6月に、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請がございました。これは基本法24条2項に基づく諮問でございます。

それから本年5月に、インポートトレランス申請、これは、とうがらしについてでございますが、追加要請がございました。

農薬専門調査会におきまして、2回御審議いただきまして、本日、評価書（案）が提出されたものでございます。

評価書（案）の6ページ、「7. 開発の経緯」にお示ししますように、トリルフルアニドは、フェニルスルファミド系の殺菌剤でございます。SH基酵素阻害剤として、菌のさまざまな代謝を阻害することによって、殺菌作用を示すとされているものでございます。

7ページ以降に、評価の概要が記載されております。

今回の評価につきましては、JMPRレポート、米国EPAレポート、EUレポートを基に、毒性に関する主な科学的知見を整理したものでございます。

まず、「動物体内運命試験」につきましては、ラットを用いて検討されております。血中濃度推移の記載を御覧いただくとおわかりになると思いますが、本農薬の吸収、あるいは排泄は速やかに起こる。また消失につきましては、二相性を示すという結果が得られております。

主要排泄経路は尿中ということでございまして、投与後 48 時間には、尿中に 56 から 80 % 排泄されます。

また、糞中にも 12 から 36% 排泄されるという結果が得られております。

この吸収・排泄につきましては、胆汁中の排泄が関与しているということが示されております。

本農薬は吸収されますと、肝、腎で分布が高いという結果が得られております。

主要代謝経路につきましては、S-ジクロロフルオロメチル基の脱離による DMST の生成、これに引き続き、幾つかの代謝経路が存在することが検討されております。

10 ページ、「2. 植物体内運命試験」につきましては、りんご、ぶどう、いちご、レタスにつきましては、実施されております。

植物の場合も主要代謝物は、DMST ということがわかっております。

11 ページから、「土壌中運命試験」など環境中における挙動に関する成績が示されております。

基本的には、土壌中におきまして、分解が速やかに行われるということでございまして、特に「好氣的湛水土壌中運命試験」の成績を見ますと、推定半減期が、1.4 から 6.0 時間といった結果などが出ておりまして、大変速やかに分解されるという性質のものでございます。

12 ページ、「水中運命試験」の成績がまとめられておりますが、推定半減期は非常に短く、水中におけます加水分解も速やかに起こることがわかっております。

13 ページから、「毒性試験」に関する試験成績が載せられております。

特徴的な毒性所見につきまして御紹介いたしますと、15 ページの「9. 眼・皮膚に対する刺激性及び皮膚感作性試験」の成績、これは「表 4」にまとめられております。

本農薬につきましては、皮膚刺激性あるいは眼の刺激性、皮膚感作性がそれぞれあるというものでございます。

16 ページにまいりまして、「亜急性毒性試験」など、「反復投与毒性試験」の成績がまとめられております。

「90 日間亜急性毒性試験」の毒性所見は、主に肝臓で認められております。

20 ページ、「1 年間慢性毒性試験」になりますと、更に、腎臓に毒性の所見が出るという成績が得られております。

また、「2 年間慢性毒性／発がん性併合試験」、これはラットを用いた試験成績でございまして、「表 9」を御覧になるとおわかりになると思っておりますが、高用量の投与量で甲状

腺ろ胞細胞過形成であるとか、甲状腺ろ胞細胞腺腫というものが認められております。

特徴的な所見といたしましては、「表 8」にお示しておりますように、骨あるいは歯にフッ素の濃度が増加するという所見が認められております。

先ほどの甲状腺に対する腫瘍の発生につきましては、21 ページの上段の方に記載がございますけれども、TSH 濃度の上昇及び甲状腺のフィードバック機能と関連していると考えられたという考察がなされております。

22 ページにまいりまして、「生殖発生毒性試験」の成績がまとめられております。こちらにつきましては、繁殖能に対する影響あるいは催奇形性というものについては認められなかったという結果でございました。

25 ページのウサギを用いました「発生毒性試験」につきまして、母動物に毒性が発現する量におきまして、催奇形性と疑わせるような所見というものが幾つか出ております。それ以下の母動物に毒性が発現しない用量では、催奇形性は認められなかったという結果になっております。

「遺伝毒性試験」の結果が「表 13」、あるいは「表 14」にまとめられております。

in vitro の試験で一部陽性の所見がございますけれども、in vivo の所見がすべて陰性であったということから、生体において問題となる遺伝毒性はないものと考えられたという結果となっております。

最終的な評価につきましては、28 ページと 29 ページにまとめられております。

農薬専門調査会は、ラットの慢性毒性／発がん性併合試験における NOAEL 3.6 mg/kg 体重/日を根拠といたしまして、安全係数 100 で除した 0.036 mg/kg 体重/日を ADI と設定したという結論となっております。

続きまして、資料 2-2、「プロポキシカルバゾン」の評価書（案）について御説明いたします。

この農薬につきましても国内登録はございません。

3 ページの「審議の経緯」にお示ししますように、ポジティブリスト制度導入に伴いまして、暫定の残留基準値が設定されております。今回の評価の要請につきましては、基本法 24 条 2 項による評価の要請ということでございます。

農薬専門調査会におきまして、2 回審議をいただき、評価書（案）がまとめられているところでございます。

7 ページ「7. 開発の経緯」に記載がございますように、プロポキシカルバゾンはスルホニルウレア系の除草剤ということございまして、作用機構は、分岐鎖アミノ酸の生合

成に関与するアセトラクテート合成酵素の阻害ということとされております。

8 ページ以降に、安全性に係る試験の結果がまとめられております。

今回の評価につきましては、米国の評価書あるいは Pesticide Manual を基に、毒性に関する主な科学的知見が整理されております。

「動物体内運命試験」につきましては、ラットを用いて検討されておりました、 T_{max} は、低用量群では 0.33 時間、高用量群では 0.81 時間と急速に吸収されるという性質のものでございます。

また、投与された親化合物は、ほとんどが未変化体のまま、尿及び糞中に排泄されるということでございます。90%が尿中に排泄され、残りは胆汁から回収されたという結果が得られております。

その外、「畜産動物」といたしまして、ヤギ、ニワトリ、ウシなどにつきましても、試験が実施されております。

10 ページ、「土壌中運命試験」の成績といたしまして、推定半減期は平均 60 日ということでございますが、圃場試験の場合は 9 日ということ、通常の土壌中環境におきましては、比較的速やかに分解されるという性質のものでございます。

11 ページ以降に「毒性試験」の成績がまとめられております。

「2 年間慢性毒性／発がん性併合試験」の成績など、長期の投与において腎臓に毒性所見が出たという特徴がある農薬でございます。

発がん性については、ラット、あるいはマウスの試験成績が出されておりますが、発がん性は認められなかったという結果でございます。

「生殖発生毒性試験」につきましては、12 ページにまとめられております。

「2 世代繁殖試験」の結果といたしまして、児動物で着床後胚損失の増加及び生存同腹児数減少というものが認められております。

また雌では、発情休止期及び発情後期の延長が認められたということで影響が出ておりますが、雄では繁殖能に関する影響は認められなかったという結果でございます。

「発生毒性試験」につきましては、催奇形性は認められないという結果でございます。

また、「遺伝毒性試験」につきましては、すべて陰性という結果でございます、本農薬について遺伝毒性はないものと考えられたという結果が得られております。

最終的な評価は 14 ページにまとめられておりました、農薬専門調査会は、各試験で得られた無毒性量の最小値がラットを用いた 2 年間慢性毒性／発がん性併合試験の 43mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.43 mg/kg 体重/日を

ADI と設定したという結果になっております。

以上、農薬 2 品目につきましては、本日の委員会終了後、8 月 22 日までの 30 日間、国民からの意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、本 2 件につきまして、説明の内容あるいは記載事項等に関して、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、本 2 件は、意見・情報の募集の手続に入ることといたします。

(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について (農薬)

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。農薬 1 品目、農薬及び動物用医薬品 1 品目及び動物用医薬品 1 品目に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、まず農薬 1 品目について、事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは資料 3-1 に基づいて御説明いたします。「1-ナフタレン酢酸」の評価書(案)でございます。1-ナフタレン酢酸でございますが、植物成長調整剤というものでございます。

3 ページ、「審議の経緯」に記載がございますような審議の経過をもちまして、本年 6 月 19 日から 7 月 18 日にかけて、評価書(案)について、国民から御意見・情報の募集を行ったものでございます。

その結果につきましては、最後のページに記載がございますように、期間中に御意見・情報というものはございませんでした。したがって、農薬専門調査会の結果をもちまして、関係機関に通知したいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは本件につきまして、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、「1-ナフタレン酢酸の一日摂取許容量を0.15mg/kg 体重/日と設定する。」ということよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について(農薬及び動物用医薬品)

◆見上委員長 続きまして、農薬及び動物用医薬品1品目について説明願います。

◆北條評価課長 それでは資料3-2に基づいて御説明いたします。

「オキシリニック酸」でございますが、殺菌剤でございます。農薬としての用途とともに、動物用医薬品としての用途もございます。したがって、4ページの「審議の経緯」に記載されておりますように、農薬専門調査会と動物用医薬品専門調査会の2つの専門調査会におきまして御審議をいただいたものでございます。

評価書(案)につきましては、本年1月31日から2月29日まで、国民からの御意見・情報の募集を行ったものでございます。

その結果でございますけれども、最後のページに「参考」として記載させていただいております。

1通御意見をいただいております。耐性菌の評価はどうなっているのかという御質問でございます。このオキシリニック酸につきましては、厚生労働大臣からの意見聴取が行われておりますが、「食品中の残留基準を設定すること」について、評価の要請があったものでございまして、薬剤耐性菌に関する評価要請というものは、来ておりません。ただ、抗菌性の物質につきましては、現在、国際機関などにおきまして、その薬剤耐性の評価の在り方につきまして、検討されているという状況がございまして、このような国際的な状

況なども踏まえまして、今後、評価の実施が必要であれば、その際、改めて評価をしていくこととなるという回答とさせていただきます。

いずれにしましても、専門調査会の評価結果に影響があるというものではございませんでしたので、専門調査会の結果をもちまして、関係機関に通知したいと考えているところでございます。

以上でございます。

◆見上委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらよろしくお願いたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、本件につきましては、農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、「オキシリニック酸の一日摂取許容量を 0.02 1mg/kg 体重/日と設定する。」ということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について (動物用医薬品)

◆見上委員長 続きまして、動物用医薬品 1 品目について説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料 3-3 に基づいて御説明いたします。

本品目につきましては、牛の乳熱の予防を目的として開発されました動物用医薬品でございます。プロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウムを含む配合剤でございます。

動物用医薬品専門調査会におきまして、審議が行われまして、その結果につきまして、本年 6 月 12 日から 7 月 11 日まで、国民からの御意見・情報の募集を行ったものでございます。

その結果でございますが、最後のページにお示ししますように、期間中に御意見、情報というものはございませんでした。したがって、専門調査会の結果をもちまして、関

係機関に通知したいと考えているものでございます。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、本件につきましては、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。」ということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(5) BSE 関係飼料規制の実効性確保の強化について(19年度)

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「BSE 関係飼料規制の実効性確保の強化について(19年度)」でございます。農林水産省の境畜水産安全管理課長から報告がありますので、よろしく願いいたします。

◆境畜水産安全管理課長 畜水産安全管理課長の境でございます。どうぞよろしく願いいたします。

資料5に基づきまして御説明をさせていただきます。

3ページの「図」でございますが、本件につきましては平成17年5月に、当委員会で我が国のBSEのリスク管理措置についての見直しについて、評価結果をいただいております。その中で、飼料規制につきましては、3点見直しをすることについては妥当だという評価を得ております。

この図の中で、真ん中の上に「輸入」というところがございますが、我が国の場合、飼料の大半はトウモロコシだとか、魚粉だとかいう単体飼料で輸入されておりまして、それを国内の配合飼料工場で配合飼料にするという形態が多いわけでございますが、一部、配

合飼料、混合飼料という形でも輸入がされております。その部分につきまして、飼料安全法に基づいて輸入業者が届け出をしているわけですが、原材料について届け出をするということで、BSEの異常プリオンたん白に汚染されていないといったことを確認するという仕組みを設けております。

2点目は左下の方でございまして、飼料の販売業者のうち「小売店」がございしますが、当時は小売店につきましては、飼料安全法に基づく届出対象ではなかったわけですが、流通段階での交差汚染を防止するという観点から、小売店につきましても、届け出をさせるということで、都道府県による立入検査による指導監督を行うということにしたわけでございます。

3つ目が使用段階である「農家」でございまして、誤って豚用とか鶏用飼料を牛にやるとかということがないように、あるいは交差汚染がないようにということで、都道府県と地方農政事務所の職員が立入検査なり巡回調査を行いまして、正しい飼料管理、指導監督を行うということにしたわけでございます。

1ページ目に戻っていただきまして、こういう3点を中心に実際の調査状況等について報告させていただきたいと思っております。

こういった結果につきましては、毎年、当委員会に報告するというのが報告書の中に書かれております。

「BSE関係飼料規制の実効性確保の強化について（19年度）」でございすけれども、「1. 輸入飼料に係る交差汚染の防止」ということで、先ほども申し上げました評価結果を受けまして、飼料安全法の省令改正を行っておりまして、輸入業者の届出義務の対象に飼料の原材料を追加しております。

「(2) 輸入飼料の検査・分析の実施」でございすけれども、届け出された内容に基づきまして、輸入配混合飼料の原料に反すう動物由来たん白質が使用されていないことを確認しております。

19年度には、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが31点について飼料の検査を行っておりますが、その結果としましては、異常は認められておりません。

「2 販売業者に対する規制の徹底」でございす。これにつきましても省令改正を行いまして、届出義務の対象となる販売業者に、小売業者を追加しております。

「(2)」でございすけれども、局長通知を発出しておりまして、都道府県に対しまして、販売業者等における飼料の混入防止のための監視・指導の徹底を依頼しております。その結果として、都道府県が、販売事業場に対する検査を、19年度には675件実施してお

りまして、法令違反につながる可能性のある不適合はそのうち 42 件ということになっております。ちなみに調査の対象となる販売事業所数は 13,080 でございます。不適合の内容といたしましては、帳簿の不備が 25 件、保管等における交差汚染防止の不備が 17 件でございます。

3 番目に、牛飼育農家に対する規制の徹底でございます。これも局長通知によりまして、都道府県に対しまして、牛飼育農家における指導・監視項目を明確化しております。都道府県は、19 年度に 8,310 件立入検査を行っておりまして、不適合は 4 件ということになっております。調査対象となります牛飼養農家数は、97,293 戸でございます。

不適合の内容でございますが、2 ページにまいりまして、交差汚染防止の不備が 4 件ということになっております。

「(2) 地方農政局等の農家に対する巡回指導の機会を利用した周知徹底の強化」でございますが、これは地方農政局が、牛飼養農家における BSE 規制の遵守状況を含む飼料の使用実態の調査を実施しております。19 年度には 1,497 件実施しておりまして、規制されている動物性飼料の給与事例は認められませんでした。

「4 製造段階における規制の徹底」でございます。

これにつきましては、局長通知によりまして、FAMIC が行う立入検査・調査、それから、都道府県が行うという部分を分けておりまして、基本的には都道府県は製造業者のうち、主に県域に流通する飼料を製造しているところを担当しております。広域に流通するところは FAMIC が担当するという仕分けをしております。

「(2) FAMIC の検査・指導」がございすけれども、19 年度に 393 件立入検査等を実施しておりまして、不適合は 6 件でございます。飼料等製造事業場数という母数は 2,451 でございます。不適合の内容としましては、帳簿の不備 3 件、表示の不備 3 件でございます。

「(3) 都道府県の検査・指導」でございますけれども、19 年度は 176 件実施し、不適合は 3 件ということになっております。その不適合の内容につきましては、帳簿の不備が 1 件、製造における交差汚染防止の不備が 1 件、保管等における交差汚染防止の不備が 1 件ということになっております。

これらの不適合につきましては、業者とか農家に対して帳簿の適切な整備、あるいは牛等への給与飼料と鶏・豚等給与飼料の区分保管の指導の徹底を行っております。

4 ページ、「(別表 1)」に FAMIC が行いました輸入飼料検査の中身が書いてございます。

まず「混合飼料」が米国産の 15 点を始めとして、ここに書かれてあるような点数をやっ

ているということでございます。

「単体飼料」としましては、国産大豆油かす、米国産の複合製剤としての飼料添加物、こういったものを検査しておりまして、合計 31 点でございますが、異常は認められなかったということでございます。

5 ページ、「販売業者等における不適合事例（平成 19 年度）」でございます。

「販売業者」につきましては、帳簿の備付けの不備が、25 件あったわけですが、その中身といたしましては、販売先が書かれていない、それから帳簿の保管期間、BSE でございますと 8 年間という規定になっておりますが、その不足ということでございます。

それから、交差汚染防止対策の不備が 17 件ということで、A、B 飼料と書いてありますが、A 飼料というのが、反すう動物用飼料でございます。B 飼料は、その他の豚とか鶏用飼料ということでございますが、豚・鶏用にはチキンミールが使われている可能性がありますので、それが牛用飼料に交差汚染しないように防止するというので、ガイドラインを作っておりまして、区分管理をするように指導しております。その保管場所の近接、区分が不明確といった事例、それから、A、B 飼料を同一車両で輸送していたという事例でございます。

「反すう動物飼養農家」につきましては、これも交差汚染防止対策の不備が 4 件あったわけございまして、これも同一の保管場所に、飼料とその他を保管していたというものでございます。

「製造業者（県）」でございますが、県が立入検査等を行ったものでございますが、帳簿の備付けの不備 1 件につきましては、帳簿の未整備。

それから製造時における交差汚染防止対策の不備 1 件につきましては、異物として、羊の蹄が混入していたというものでございます。

飼料等の保管、輸送時における交差汚染防止対策の不備が 1 件、これにつきましては、A、B 飼料の保管場所の区分が不明確というものでございます。

FAMIC が行いました製造業者に対する立入検査等がございますけれども、帳簿の備付けの不備が 3 件ということで、帳簿の未整備、帳簿記載事項の不備というものでございます。

それから、表示の不備が 3 件ということで、表示票がない、あるいは原材料名等未表示といったものでございます。

6 ページ以降は、省令なり通知でございますので、御参考にしていただければと思います。

御説明は以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらよろしく願いいたします。

◆長尾委員 質問ではないんですけども、これは毎年御報告いただいておりますか。

◆境畜水産安全管理課長 先ほど17年の評価のときに、その結果を毎年、報告するようになっていることが書かれております。通常は厚生労働省のと畜場などの報告と一緒にさせていただくわけですが、今年は遅くなったということがございます。大変申し訳ございませんでした。

◆長尾委員 どうもありがとうございました。

◆本間委員 簡単なことですが、教えてください。いわゆる飼料の輸入は、単体で外国から輸入してきて、日本の中で配合しているというのが実情ですね。その中に幾つか混合されているのが件数とすれば多いわけですが、この混合の対象というのは、どうなんでしょうか。

◆境畜水産安全管理課長 数量的に言いますと、配合飼料全体は日本では、2,400万トンぐらい年間消費しているわけですが、混合飼料として輸入されるものが大体25万トンぐらいありますから、1%ぐらいになっております。

その中身は、例えば糖蜜を混ぜたとか、油を混ぜたとか、幾つかのものを混ぜたものがあるということで、必ずしも肉骨粉とか、動物性たん白質が入っているわけではありませんが、そういった中身も届出事項として出させて、中身をチェックすると同時に、水際で、配合飼料を取ってきて検査をするということで、31点やって異常はなかったということがございます。

◆本間委員 よくわかりました。

◆見上委員長 外にございませんか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、本件につきましては、次回の調査結果等が取りまとめられましたら、また、当委員会に報告していただくようお願いいたします。

また、本日御報告いただいた内容につきましては、事務局から、プリオン専門調査会の専門委員の皆さんに、きちんとお伝えしてください。境畜水産安全管理課長、どうもありがとうございました。

ここで私から1つ提案があります。

完全飼料規制の実施から7年近くが経過し、BSE のリスク低減に大きな効果があったと考えております。しかしながら、一方で、国民の BSE に対する不安は根強いものがあり、当委員会のリスク評価結果も十分に理解されているとは言いがたい状況にあります。

このため、我が国における BSE の状況などについて、事務局に分かりやすい資料を作成していただいて、来週の委員会で報告を受けてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。もし、委員の皆様方から御意見がございましたらよろしくようお願いいたします。

◆野村委員 全く賛成でありまして、特に飼料規制の件はなかなか広く国民に知れ渡っているのかどうか疑問がありますので、今の状況なども含めて分かりやすいものを作りたいと思います。

◆見上委員長 外に何かございますか。

◆廣瀬委員 私も BSE の説明については、ホームページを見た方から非常に不親切だというのは前々から言われておりまして、しばらく前に、もう少し分かりやすいようにしてくれと提案したんですが、なかなか改善されなくて、ちょうどこの機会に、それが改善されれば、新しいデータを作って、それを是非ホームページにもアップしていただければと思っています。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。外に何かございませんか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、事務局においては資料の作成をお願いいたします。

(6) その他

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「その他」でございますが、事務局から報告事項があると聴いておりますので、よろしくをお願いいたします。

◆大久保総務課長 それでは、お手元の「資料6」を御覧いただきたいと思います。

この資料は、昨日7月23日でございますが、「第9回消費者行政推進会議」が開かれまして、そこで出されました資料でございます。

1枚めくっていただきまして、中に「(資料2)」というのがございます。ここが私ども食品安全委員会に関係する部分でございます。

御承知のとおり、消費者行政推進計画、これは6月27日に閣議決定されたものでございますが、その中でいわゆる消費者庁との関係で、食品安全委員会の位置づけをどうするか。それにつきましては、政府を中心に引き続き検討を行うという形になっておりました。その後、どうするかということがいろいろ議論されまして、その結果としてこの「図」を見ていただきますとわかると思いますが、食品安全委員会につきましては、消費者庁の下に置くという形ではなく、ここには「内閣府に存置」となっていますけれども、現状どおり内閣府の中に直接置く、現在と変わらないという結論になったということで、一応、昨日の会議でも了承されたと聞いております。

なお、上の方に四角で囲ってありますけれども、「消費者庁」につきましては、食品安全行政の司令塔として位置づけていく。また消費者庁と食品安全委員会の双方を同一の特命担当大臣が掌理すると、この辺についても検討していくという方向で、今後、具体的な設計が行われていくのかなと思いますが、いずれにせよ詳細なものはまだ明確にはなっておりません。

したがいまして、その辺については、今後の法案作りの段階で具体的に詰められていくということでございますので、その辺が明らかになりましたら、御報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の報告につきまして、御質問等ございましたらよろしくお願いたします。

よろしいですか。詳細はこれを読めば分かるということでございます。

それでは、私から、消費者行政推進会議での議論や日ごろの各委員の問題意識を踏まえまして、1つ提案がございます。

当委員会は、5周年という節目を迎え、これまでの5年間の実績を総括して、当委員会の業務や機能の在り方について、見直しを行っていく必要があるのではないかと考えております。

先日、泉大臣から、5周年を記念しての御祝辞においても、今後の委員会活動の課題について御指摘をいただきました。

また、消費者行政推進会議においても、当委員会の改革の必要性について議論や指摘が行われております。

このような状況を踏まえて、当委員会といたしましては、食品安全委員会の改善に向けた検討を開始してはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

◆小泉委員 先ほど説明されましたように、食品安全委員会が独立して設置されることに決定したということは、恐らく独立性というか、中立公正ということが非常に大切であるということが理解されたのではないかと私は思います。

この5年間、私どももそれなりにこの中立公正という立場を大切にして科学的に食品健康影響評価を粛々とやってまいりましたが、行政組織の在り方のことに関しましては、改善すべき点もあったのではないかと思いますので、私ども委員会としても、今後、更に改善に向けて、検討を開始するのは必要なことではないかと思っております。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。外に何か御意見ございませんか。

◆畑江委員 検討するのは大切なことで、今粛々と中立公正に評価すると、それが正に消費者の利益に1番求められていることだと思うんです。

特にポジティブリスト制度導入に伴って評価がたくさん来ますから、そうすると事務局の負担はすごく増えて、事務局には農薬の神様とかいろいろな神様がいらっしゃるようですけれども、それにしても事務局の体制をもう少し強化するということも、少し要求してもいいのかなと思ったりしています。

◆見上委員長 どうもありがとうございます。外にありませんか。

◆長尾委員 我々はポジティブリスト制その他で非常に案件が多くて、それは粛々とやってきたんですが、まだ用意されている機能を十分に使っていない可能性もあるので、そういうところのケーススタディーをやってもよいのかなと思います。どういうときにどう使える機能なのか。例えば勧告をするとか、そういうことについても勉強して、いざというときに使えるとか、今の制度を活用するというのも、1つの検討事項ではないかと思いません。

◆本間委員 私は数少ない地方での説明とかに、例えば農薬の説明などをいたしますが、農薬を物質としてきちんと説明していこう、基本線は正にそのとおりだと思うんですが、もう1つは、そういうものの必要度というか、説明の社会的背景、序論部分だと私は思っておりますけれども、その辺をもう少し厚く説明してかかるというのも、いかがなものかと思えます。要するになぜ必要なんだということに対して、答えを言わないと、幾ら物質を説明しても、なかなかその説明を受け入れてくれないと私は個人として感じておりました、多少その辺は、いろいろな枠があるかとは思いますが、少し工夫してもいいかなと個人としても思っております。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。外によろしいですか。

御意見どうもありがとうございました。当食品安全委員会の改善に向けた検討を開始することは非常に必要だということ。

それから、これは意見としてどなたかがお話ししたんですけれども、消費者庁といずれ業務の連携の在り方等についてもディスカッションしていかないと、いろいろな細かい点もあるかとも思います。そういう点も必要でありますし、食品安全委員会の体制も強化すべきだという御意見もありましたし、これから考えていかなければならない問題が多々あると思います。

委員の皆様の賛同を得ることができましたので、当委員会として、食品安全委員会の改善に向けた検討を開始することといたします。

また、各委員から貴重な意見をいただきましたので、事務局においては各委員の意見を踏まえまして、「検討の進め方」のたたき台を作成し、委員会に提出するようお願いい

たします。

それでは、「その他」として事務局から提案があると聴いておりますので、よろしくお願いたします。

◆大久保総務課長 引き続きまして、「資料7」を御覧いただきたいと思います。

「リスクコミュニケーション（広報）改善PTの設置について（案）」でございます。

「1 趣旨」のところに書いてございますが、先ほどの御議論でもございましたように、食品安全委員会としていろいろと見直し改善をやっていく必要があるだろう。そういう中で委員会の役割とか活動について、その理解がよく浸透していない部分があるということで、私どもの情報発信とか情報提供を改善していく必要があるのではないかと考えております。

私どもも具体的にそれに向けた工夫ということで、ここの入り口の廊下のところにも、いろいろと展示をしたりということを開始したところですが、そういうものをより本格的に推進していくということで、プロジェクトチームを立ち上げることにしたらどうかということでございます。

「2 当面の活動内容」でございますが、プレスリリースとか、ホームページ、メールマガジン、あるいは政府広報の活用とか、マスメディア対応の充実とか、ビル内、委員会室内などにおける情報発信の改善とか、学校教育との連携の推進とか、そのようなことを主な点といたしまして、活動内容を検討してみてもどうだろうか。

体制でございますが、このプロジェクトチームは、できれば野村委員を総括リーダーといたしまして、あとは事務局から横断的にメンバーを募って構成をしたらいのではないだろうか。

当然、そのプロジェクトの結果につきましては、できるものから順次やっていく。そして、この委員会に報告をするということで進めていくということで御提案したいと思いません。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の提案の内容につきまして、御意見、御質問等ございましたら、どうぞ願いたします。そういうことでやるということで、よろしいですか。

（「はい」と声あり）

◆見上委員長 それでは、提案のとおり、野村委員を総括リーダーとしてプロジェクトチームにおいて検討を進めていただきたいと思います。野村委員、よろしくお願い申し上げます。

また、プロジェクトチームの検討結果につきましては、できるものから逐次実施して当委員会に報告していただきたいと思います。

それでは、外に議事はございませんでしょうか。

◆大久保総務課長 特にございません。

◆見上委員長 ありがとうございます。これで本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。

以上をもちまして、食品安全委員会第248回会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、7月31日（木曜日）14時から開催を予定していますので、お知らせいたします。

また、明日7月25日（金曜日）10時から、新開発食品専門調査会ワーキンググループが公開で開催されます。

来週の7月30日（水曜日）10時から、化学物質・汚染物質専門調査会鉛ワーキンググループが公開で開催されます。

14時から、農薬専門調査会確認評価第二部会が非公開で開催される予定となっております。

本日はどうもありがとうございました。

以上でございます。